

平成 29 年度第 9 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成 29 年 1 1 月 8 日 (水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	1 3 時 3 0 分					
閉会時間	1 4 時 2 8 分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	市川 春樹	出席	5 番	野口 孝志	出席
	2 番	糸田 雅樹	出席	6 番	竹内 友夏	出席
	3 番	井上 雅夫	出席	7 番	恩田 一秀	出席
	4 番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8 番	野口 龍馬	出席	14 番	頼田 洋子	出席
	9 番	遠藤 宏明	出席	15 番	井上 武	出席
	10 番	恩田 真季	出席	16 番	田邊 元史	出席
	11 番	林原 敏夫	出席	17 番	作野 英明	出席
	12 番	池田 和雄	出席	18 番	遠藤 健一	出席
	13 番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	8 番	野口 龍馬	9 番	遠藤 宏明		
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 竹中智彦					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 2 号	農用地利用配分計画の意見照会について
協議事項	(1) 非農地判定の農地の取り扱いについて (2) 農地に係る山林・竹林の障害除去に関する指導要領
報告事項	(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について (2) 農地復元完了届について
その他	(1) 平成 29 年度農業委員会特別研修大会の出席者について (2) 平成 29 年度農業委員会視察研修会(案)について (3) 平成 29 年度第 10 回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成 29 年度第 9 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	— 省略 —
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、8 番 野口龍馬委員、9 番 遠藤宏明委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 1 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書 2～6 頁)】</p> <p>[新 規]</p> <p>整理番号 ; 114 番            設定を受ける者 : 1 名            設定をする者 : 1 名            設定をする土地 : 3 筆 計 m<sup>2</sup></p> <p>[再設定]</p> <p>整理番号 ; 115 番 ~ 121 番            設定を受ける者 : 7 名            設定をする者 : 5 名            設定をする土地 : 10 筆 計 m<sup>2</sup></p> <p>続きまして 7 ページの中間管理権取得の場合に移りますが、机の上に配っていますものと差し替えをお願いします。この度から様式を少し変えました。整理番号 114 番で説明しますと、設定を受ける者は、中間管理権の取得ですので農業農村担い手育成機構になります。設定をする者は所有者である さん、設定する土地、その次に新しく配分先(予定)欄を設けました。所有者から担い手育成機構が中間管理権を取得した後に農地がどうなるのか分かりづらいということで、この欄を設けました。農事組合法人福成さんに配分される予定です。また、総括の欄に予定する配分先と配分先ごとの合計面積欄を追加しました。</p>
	議 長	件数が沢山ありますので読み上げに関しましては、整理番号、設定をする者の氏名、設定する土地の合計面積だけとさせて頂きます。

		整理番号 : 114 番～ 137 番 設定をする者 : 24 名 設定をする土地 : 52 筆 計 m <sup>2</sup> 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	質疑を受けます。
	糸田委員	設定期間が 10 年になっていますが、さんは年齢など考えて大丈夫でしょうか。
	局長補佐	さんは農業経営を多くされています。年齢も 60 代半ばです。この度上がっていますのは筆の状況にあります。(ボードに書いて説明) さんが所有し自作されている農地があります。その隣の農地は登記上では 2 筆 (さん・さん所有) に分かれています。実際はケタの無い 1 筆の田です。周りがさんの農地という状況ですので、では無くさんが耕作をされるということです。
	糸田委員	分かりました。
	井上武委員	整理番号 128 番で、さんは反対に機構に農地を出されていますが、どのような事でしょうか。
	局長補佐	これも先ほどと同じ説明になるかもしれません。自分が所有している農地に近い農地、つまり耕作しやすい農地を借りて、離れた場所にある自分の農地は他の方に耕作してもらおう。農業者とし集積しやすい農地を耕作し、離れている所は他の方をお願いするという事です。
	井上武委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第 1 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決、承認されました。
議案第 2 号		(産業課課長補佐入室)
農用地利用配分計画(案)の意見照会について	議長	議案第 2 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。
	議長	野口龍馬委員は の構成員ですので退室をお願いします。
		(野口龍馬委員退室)
	竹中補佐	【農用地利用配分計画書の内容を受け手ごとに朗読(議案書 14～17 頁)】 [利用配分計画] 設定を受ける者 : 1 法人 、 1 名 設定をする土地 : 52 筆 計 m <sup>2</sup>
	議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。

	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 2 号 農用地利用配分計画(案)の意見照会について』は議決承認されました。
		(野口龍馬委員入室・産業課課長補佐退室)
5. 協議事項 (1) 非農地判定の農地の取り扱いについて	議 長	協議事項に入ります。『非農地判定の農地の取り扱いについて』提案者より説明を願います。
	局長補佐	<p>前回の総会でも少し触れました。</p> <p>【『非農地判定の農地の取り扱いについて』要点朗読および補足説明（議案書 18 頁）】</p> <p>（農業委員会の処理（1）について）南部町では、農地パトロールを行い、意向調査、その後整理した後に 判定だった農地を非農地として議決を行います。それが(1)です。</p> <p>（農業委員会の処理（2）について）この農地は農地では無いということを所有者の方に送付します。</p> <p>（市町村（1）について）農地では無いと法務局に申し出ます。</p> <p>（法務局（1）について）利用状況調査で 判定の農地については、農地以外の登記に変える事ができる。</p> <p>（法務局（2）（3）について）通常個人の方が相続をしていない土地を変える際には戸籍の添付などが必要ですが、その様な物は要らないということです。</p> <p>（法務局（3）について）今までは個人で行っていたものを、農業委員会で議決し、市町村が申し出を行うことにより登記を変えることができるといった内容です。</p> <p>したがって、南部町農業委員会でもこのような取り扱いを行っていきたいと思います。</p>
	議 長	このことについて質疑を受けます。
	井上雅夫 委員	登記を変更するのにお金が発生することがあると思いますが、それはどこから出るのですか。
	局長補佐	農業委員会が議決した案件を町が法務局に持って行く、そうしますと法務局が登記を変えるということで、個人は一切介在しませんのでお金は発生しません。
	局 長	費用の面で補足します。個人でされる場合は登録免許税が掛かってきますので、司法書士に掛かるのは別としまして、自分で作成されても出すことにより費用が掛かります。課税の金額により高くなったりします。町が行う場合は、地方税法の申し出という制度が登記上ありまして、町が行えば登録免許税は必要ないということになっています。
	井上雅夫 委員	所有者が不明という案件もあると思いますが、そのような場合はどうなりますか。
	局長補佐	非農地の場合、そのような案件の土地が多いと思います。事務局で分かる範囲で探しますが、分からない農地については保留にして、面談して承諾書が取れる土地について取りあえず行

	<p>いたいと考えています。未相続、所有者が県外、お住まいが分からないなど南部町から出られましたら住所を追うのは難しいです。そこにいくら時間を費やしてもとても足りません。所有者が町内におられて承諾書が頂ける土地について取り扱いたいと考えています。</p>
井上雅夫 委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>鳥取県が初めてですので、法務局とも相談しながら行いたいと思います。このようなことから、今回の意向調査についてはより丁寧にやって頂きたい。その後、会長、職務代理も確認を行い、念には念を入れて進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。</p>
局長補佐	<p>農業委員会が非農地と判断したら手続きができるようになったのですが、逆に悪用する方が出るのではないかと危惧しています。</p>
作野委員	<p>悪用が心配されるということですが、実際に取り扱っていく中で、荒らしておけば登記変更までしてもらえると口コミで広まることも考えられます。今の段階で、それにブレーキをかけるなり、チェックする制度も同時に考えなくてはいけないのではないかと思います。</p>
局長補佐	<p>承諾書を頂いて進めるというやり方を取ろうと考えています。面談をして説明することがひとつの防止策になるのではと考えています。</p>
議 長	<p>まずは地元の農業委員さんなりが判定しますが、会長、職務代理、事務局等でも念には念を入れてしっかりと、今後の用途はどうされるかまで聞きながら承諾書を取るようにしたいと考えています。簡単にできる状態にはしたくないと考えています。</p>
作野委員	<p>費用が掛からないというのもネックになるのではと思うのですが。</p>
局長補佐	<p>事務局でも悪用の懸念の話はしていますが、まだ細かく詰めたわけではありません。罰則やペナルティーがあれば安易な方向には進まないかもしれません。その辺も慎重に進める中で考えていきたいと思います。</p>
議 長	<p>20年ほど前ですが、農業委員が斡旋をして農地の売買をすると登記料が要らないということが行われていましたが、南部町では悪用されることはありませんでした。今はそのような法律はありませんが参考までに。</p>
林原委員	<p>南部町がトップバッターという話しですが、その背景を教えてください。</p>
局長補佐	<p>鳥取県内の市町村にこの通知書が行っている中で、南部町が最初になるかは分かりませんが、始めていこうというのは最初だと思います。その背景は、判定としたが登記は農地であるという、南部町農業委員会が把握している農地と登記上の農</p>

		地の誤差が生じています。この誤差を無くすため赤判定したものは登記も変えていく、農業委員会が把握している農地と登記上の農地の整合性が合うようにしていくという流れの中でのことです。
	林原委員	分かりました。
	遠藤健一委員	不正、悪用により登記を変更した場合、その方のメリットは何ですか。
	局長補佐	考えられるのは、農地外になりますので農業委員会の許可が無くても転用できるようになります。
	議長	鳥取県より法務局に届がしてあり了承されているそうです。法務局も現地を確認しないと変更しません。色々質問もあると思いますが、今後検討を重ねたいと思います。
(2) 農地に係る山林・竹林の障害除去に関する指導要領	議長	『農地に係る山林・竹林の障害除去に関する指導要領』について、提案者より説明を願います。
	局長補佐	この度、指導要領を作成したいと考えています。 【“南部町の農地に係る日照上の障害除去等に関する指導要領”朗読及び説明(議案書 19 頁)】 第 1 条は目的です。第 2 条は隣の農地から最低 5m は植林をしてはいけないということです。例外として、南部町には文化財に指定してある山林がありますが (2) に当てはまるのではないかと思います。第 3 条は、山林、竹林等の所有者に関する事。第 4 条は、所有者に対して対応を求める。第 5 条は所有者、耕作者に協議を求める。第 6 条は、紛争があった場合は、南部町農業委員会が仲介する。 この指導要領の背景は、鳥取県内で農地の日照上の被害があった経緯から、このような要領を各農業委員会で定めるように指導がありました。
	議長	皆さん方からご意見を伺います。
	井上 武委員	所有者がこちらにおられないとか、特に所有者が不明の場合はどのような対応を取るのですか。
	局長補佐	山は、特に奥の方に入れば、そのような山林はたくさんあると思います。ケースバイケースですので、状況を見ながら相談させて頂きたいと思います。所有者は探していくとなると非常に大がかりな話になりますので、現地の方々と相談しながら対応をしたいと考えています。
	議長	これは、荒廃地が増え、これから米を作らずに植林などをされる方が増えるのではないかとという中で、鳥取県農業会議より各市町村にこのような指導要領を設けて欲しいとの要請がありました。
	糸田委員	この要領は、農業者への周知はどうされますか。それから、農業委員会のスタンスとしては、要領ですので相談があれば乗るということで権限はないという理解でよろしいですか。
	局長補佐	相談を受けた時ですが、農地パトロールなどで営農に支障

		があると確認された場合は、その都度事務局と相談して頂きたいと思います。周知につきましては、広報なんぶにて皆さんに周知を図りたいと思います。
	議長	このことについては議決を取ります。この要領に賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	全会一致で『農地に係る山林・竹林の障害除去に関する指導要領』については議決、採択されました。
6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書1)について	議長	『農地法第18条第6項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第18条第6項の規定による通知書について』朗読及び説明(議案書20~22頁)】 番号1から9までありますが、全て中間管理機構に出すために、今まで利用権設定をしていたものを解約し、新たに担い手育成機構と契約するための解約です。その後については、第2号議案の農用地利用配分計画のとおりです。
	議長	質疑を受けます。
	井上 武 委員	整理番号5番の解約者は さんとなっていますが、機構に出されるのは さんになっていますが。
	局長補佐	当時、利用権設定の契約されたのは さんですが、お亡くなりになりましたので、新たに契約されるのは さんになります。
	議長	他にございませんか。ないようですので報告を終わります。
	(2) 農地復元完了届について	議長
局長補佐		【『農地法第5条第1項の規定による農地復元完了届について』読み上げ(議案書23頁)】 本日の現地調査で、確かに復元されていることを確認しました。
議長		何かご質問はありませんか。ないようですので報告を終わります。
6. その他 (1) 平成29年度農業委員会特別研修大会の出席者について (2) 平成29年度農業委員会視察研修会(案)について	議長	その他の、“農業委員会特別研修大会の出席者について”“農業委員会視察研修会(案)について”を一緒に説明を願います。
	局長補佐	24ページに特別研修大会の出席者を載せています。土曜日ですので当日欠席されます場合は携帯まで連絡を下さい。 農業委員会視察研修会を企画しています。12月5日(火)、視察先は鳥取大学農学部を予定しています。詳細につきましては決まり次第別途文書にて案内致します。
平成29年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	平成29年度第10回南部町農業委員会総会は、12月7日(木)に開催します。
その他	局長補佐	前回の総会で、農業者年金加入推進対象者リストの提出をお願いします。総会終了後事務局まで提出をお願いします。

		<p>平成 29 年度遊休農地意向調査表（課税対象農地）を配っています。全員ではありません。班長さんにお渡ししています。各地区で農地パトロールを行って頂きました。その調査状況を記入したファイルを返して頂きました。それを元に作成しています。中身は農振農用地で、今回の調査で新規に上がった農地が中心です。意向調査書を添付しています。その農地が来年度の課税対象農地となりますので、意向を確認されて 12 月 22 日までに事務局まで提出をお願いします。尚、慌ただしい中で作成しております。その後、解消された農地もあるかもしれません。場所や、どのような状況であったかなど再度確認され、分からない所は随時事務局にお尋ねいただき、航空写真等で照らし合わせながら意向調査を進めて頂きたいと思います。その他の農地につきましては、12 月の総会で一覧にしてお渡しします。ご不明な点がございましたら、総会終了後にでもお尋ねください。</p>
	幹事長	(本日の収穫祭の案内。)
8、閉会	議長	これにて平成 29 年度第 9 回南部町農業委員会総会を閉会します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成        年        月        日</p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員</p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員</p>		